

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
38 愛媛県	401 伊予郡松前町	38000	9500005001554	02 社会福祉協議会	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人松前町社会福祉協議会				
(8)主たる事務所の住所	愛媛県	伊予郡松前町	大字筒井710番地1		
(9)主たる事務所の電話番号	089-985-4144	(10)主たる事務所のFAX番号	089-985-3912		
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.ecomnet.or.jp/~masaki-shakyou/		(14)法人のメールアドレス	masaki-shakyou@dns01.ecomnet.or.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和46年9月18日	(16)法人の設立登記年月日	昭和46年10月19日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名以上18名以内	(2)評議員の現員	15	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
武井 浩二	松前町区長会副会長	R8.3.27 ~ R11.6	2 無	2 無	0
本田 慎哉	松前町北伊予校区区長会副会長	R8.3.27 ~ R11.6	2 無	2 無	0
茂川 俊英	松前町区長会副会長	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	2
池内 光男	松前町民生児童委員協議会会長	R8.3.27 ~ R11.6	2 無	2 無	0
金子 貴徳	松前町保健福祉部長	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	2
菅 啓三	松前町商工会長	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	2
森内 修	松前町老人会会長	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
上野 美鈴	前福祉サービス利用援助事業生活支援員	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
神野 哲行	災害ボランティア湧水代表	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
重川 千恵美	家族介護経験者	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
池田 美智子	元主任児童委員	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
山田 運	元松前町役場職員	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	2
村上 美恵子	民生児童委員	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
長谷 隆弘	前徳丸区長	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3
喜安 初枝	岡田保育園園長	R7.6.16 ~ R11.6	2 無	2 無	3

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上9名以内	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	840,000	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)前会計年度における理事会への出席回数
川上 洋司	1 理事長 R7.6.16 ~ R9.6	令和7年6月16日	2 非常勤	令和7年6月16日	元四国労働金庫高松監事会事務局長	2 無
伊藤 すみれ	3 その他理事 R7.6.16 ~ R9.6		2 非常勤	令和7年6月16日	松前町赤十字奉仕団委員長、子育てサロン代表	2 無
麻生 美智子	3 その他理事 R7.6.16 ~ R9.6		2 非常勤	令和7年6月16日	元教育委員長	2 無
水本 諭	3 その他理事 R7.6.16 ~ R9.6		2 非常勤	令和7年6月16日	元松前小学校校長、人権擁護委員	2 無
岡本 明	3 その他理事 R7.6.16 ~ R9.6		2 非常勤	令和7年6月16日	元松前町教育委員会事務局長、区長	2 無
垂水 勉	3 その他理事 R7.6.16 ~ R9.6		2 非常勤	令和7年6月16日	元町立中学校長	2 無
田中 安男	3 その他理事 R7.6.16 ~ R9.6		2 非常勤	令和7年6月16日	元松前町区長会副会長	2 無

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名以内	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)	0	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
八木 代志子	ボランティア連絡協議会会長 R7.6.16 ~ R9.6	2 無	令和7年6月16日	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	2 無	5
福嶋 康博	元銀行員 R7.6.16 ~ R9.6	2 無	令和7年6月16日	6 財務管理に識見を有する者(その他)	2 無	4

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

	11-1 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考	(1回目)	(2回目)	(3回目)	(4回目)	(5回目)	
--	------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	--

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

松前町総合福祉センター内において、介護保険事業（通所介護・訪問介護・居宅介護）、障害福祉事業（居宅介護・相談支援）等を実施する。
また、地域福祉事業（心配事相談・サロン支援）等を実施する。

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）	地域食堂 まさきっちゃん	松前町内法人施設 等
	ボランティアの協力を得ながら子どもたちに、食事の提供・学習支援・レクリエーション等を実施	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	松前町社会福祉法人連絡会	松前町総合福祉センター 等
	松前町内の社会福祉法人（7法人）と連絡会を設置し、部会を設け、居場所づくり・災害支援等の対応を検討	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)
(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	③事業内容	④事業内容（記述）	⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計（円）	⑥⑤のうち会計年度以降の合計（円）
				⑤の合計（円）	⑥の合計（円）
				0	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） (円)
②地域公益事業 (円)
③公益事業 (円)
④合計額（①+②+③） (円)
(4) 社会福祉充実計画の実施期間 ~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

- (1)積極的な情報公表への取組
- ①任意事項の公表の有無
 - ②事業報告
 - ③財産目録
 - ④事業計画書
 - ⑤第三者評価結果
 - ⑥苦情処理結果
 - ⑦監事監査結果
 - ⑧附属明細書

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況
①事業運営に係る公費 (円)
②施設・設備に係る公費 (円)
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

- (1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況
- ①実施者の区分
 - ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）
 - ③業務内容
 - ④費用〔年額〕 (円)
- (2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況
- ①所轄庁から求められた改善事項
 - ②実施した改善内容

1 5. その他

- 退職手当制度の加入状況等（複数回答可）
- ①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入
 - ②中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入
 - ③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入
 - ④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入
 - ⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）
 - ⑥法人独自で退職手当制度を整備
 - ⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称